

的、歴史的、または行政的に一体と認められる圏域形成のあるもの、また一体的な将来像を描き、それを達成するために必要な都市的行政課題を有している等その基準となっており、西多摩地区はこれらの基準に適合するとともに、西多摩地域の将来的を考へると広域圏行政が必要と推測され、そこで助役及び企画担当部課長で組織されている西多摩行政事務研究協議会が調査、研究に入り、一年余にわたり調査、研究を行った次第でございます。また、一方、関係市町村長レベルによる調査、研究も開始され、また、関係上級官庁等の説明等を受けるとともに、実際に広域圏を設定して執行しており、まず協議会の実態視察等も行い、その結果、最終的には西多摩広域圏行政圏協議会の設置が必要であると市町村長の合意が得られ、協議会設置のため今回六月定例議会に三市五町一村が同様に議案の上程の運びと相つた次第でございます。それでは内容につきましての規約の内容を御説明申し上げたいと思います。

まず一章の総則でございますが、目的といたしまして、第一条、この協議会は三市五町一村の一体的整備と各市町村で一層住民の福祉増進を図るための今後の計画策定及び必要の事務の連絡調整を行うべくことを目的としております。

次に第二条、名称でございますが、名称は西多摩広域圏行政圏協議会。

それから三条におきましては協議会を設ける市町村はこの協議会に参加画してまいります関係市町村はここに列記してございすところ三市五町一村でございます。

次に担任事務でございますが、第四条、協議会は、次に掲げる事務を行う。一、広域行政圏計画の策定に関すること。いわゆる基本構想、基本計画、実施計画等でございます。それと実施の連絡調整に関すること。そのほかに協議会の目的の達成に必要な事項の事務を担任いたします。

次に事務所、五条でございますが、事務所は、会長の属する市町

村の事務所内に置くということになっております。

次に第二章の組織でございますが、まず六条、組織。組織は会長及び委員八人をもって組織する。これが三市五町一村の九名の組織になっております。次に、会長は関係市町村長、いわゆる九市町村長の中で定めた者が会長に当たる。三項は会長以外の市町村長は委員となるということに決めております。それから任期は二年。会長及び委員は非常勤。

それから第七条、会長の職務代理でございますが、これは一般的に行われますとおり会長が欠けた場合にはその指定した委員が会長の職務を代理するということと定めてございます。

次に八条、事務局及び職員でございますが、協議会に事務局を置く。これは五条で定めた事務所内に事務局を置くということとございます。事務局には事務局長、次長、その他の職員を置く。この職員は関係市町村の協議によりまして当該市町村の職員のうちから会長が選任する。職員は会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

次の三章の会議でございますが、第九条、この協議会の基本的事項については会議をもって決定するといふ旨の条文中でございます。

次の会議の招集でございますが、十条、会議の関係につきましては会長が招集いたしました。委員の半数以上の者からの会議の招集の請求があったときはこれを招集しなければならない。それから会議の際には場所とか日時、会議に付すべき事件をあらかじめこれを委員に通知しなければならぬということとございます。

それから次に会議の運営、十一条でございますが、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。会議の議長は会長が行う。協議会の会議の議事、その他の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定めていくということとございます。

それから次に幹事会等でございますが、十二条、この「等」ということでございますが、これには専門的な部会などがこれに当たる場合があり得るので「等」というふうになっております。四条に掲げる事務のうち、基本的事項以外のものを、協議会の会議で定めるものを処理するため、

協議会に幹事会を置く。大体幹事会といふことは、これは担当の各市町村の職員が当たるといふふうな考へ方を持っております。

それから第十三条、審議会でございますが、協議会の諮問に應じて重要な事項については調査審議する審議会を置く。この審議会会につきましては別に会長が定めるといふことになっております。これがいわゆる各市町村から組織されます。大体議会等がこの委員になるんじゃないかといふふうに推定されてます。

それから第四章、財務関係でございますが、これは経費の支弁方法、協議会の事務に対する費用につきましては各関係市町村が負担すべき、それで、したがって、その額といふものはその協議会で定めるといふことになってます。

次に歳入歳出予算につきまして、第十五条でございますが、これはすべて補助金、繰越金、あるいは負担金を歳入といたしまして、その他の経費は歳出でございます。その他につきましてはほとんどこれの会計年度につきましての調製表は四月一日から始まりまして三月末までといたしたいといふ

ことでございます。

次に予算の補正でございますが、これは一般的に補正と同じように処置をされるというのを定めております。

それから第十七条につきましては出納及び現金の保管につきましては会長が協議会の会議を経て銀行その他の金融機関に預ける。

それから出納員につきましては、会長は協議会の出納員を命じていふ。それで協議会の出納員はその会計事務の一切をつかさどるといふことになっております。

次に決算等でございますが、会長は毎年、毎会計年度終了後二カ月以内に協議会の決算を調製して、これを委員の中に監査委員といふものを設けておりますので、その議を経て認定を経なければならぬといふことになっております。

それから二十条でございますが、その他の財務に関する事項につきましては、これを地方公共団体におきます自治法で定められた財務規則に基づいて行うといふことをここで定めてございます。

第五章の補則でございしますが、事務の処理等につきましては年一回以上この協議会の状況を各市町村長に報告するということになっております。それから費用の弁償の関係でございしますが、二十二条、会長、委員及び職員はその職務を行うために費用の弁償を受けることができるということになっておりまして、これは報酬等は出ません。したがって費用は旅費とか、そういうもの、この協議会が必要の場合に応じて出張させた場合における費用であるということとを別に定めます。

それから次の二十三条でございしますが、協議会の解散の場合の措置でございしますが、その場合には関係市町村はその協議の事務を承継するということとを定めて、収支につきましては解散の日をもって打ち切って、これを会長であった者がこれを決算するということに定められております。

協議会の規程につきましてはここに定められます。費用弁償等の関係、あるいは審議会等、あるいは幹事会、そういうものの規約が定められますが、それ以外に必要な場合には、この二十四条に記載されておりますとおり規程を新たに設けることができるということのできる条本文をここに

入っております。

それから附則、この規約は昭和五十八年七月一日から施行する。それから経過措置として、協議会が設けられた年度の予算に關しましては十五条第二項中「年度開始前」とあるが、「速やかに」と読みかえるわけでございします。これは本年度が途中で始まりますので年度の初めにできずせんので、したがって、この協議会ができましたときには速やかにということでも予算の編成をするということになります。

以上、雑駁な説明でございしますが、慎重審議のほどお願い申し上げまして、原案どおり可決されますようお願いいたしまして、説明を終わりたいと思ひます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十四番(関 米吉君) 提案の理由の冒頭で述べられたように、この一、二、三、四、五、六——九関係市町村に準則にのっとったこういう全部同じような規約案がこの六月定例会に提案されておると、こういうことが

ございますが、私はたった一つだけですけれども、附則の一、昭和五十八年七月一日から施行するということを掲げた理由をひとつ御説明していただきたいと思います。

○企画財政部長(生子国利君) お答え申し上げます。

五十八年の七月一日からということをございます。一応、都の方へ提案することとを統一的に一応七月一日を定めようということ、したがって、本来ならばこれは都知事が承認とか、あるいは、そういうことが普通考えられるわけですが、協議会そのものは都知事に届け出になりますので、認可は要らないということで、七月一日を一齐に期日を指定して、これを報告する際に七月一日から適用ということ、大体六月中に定例議会を終わらせていただくよりな考え方で一応施行を定めたいわけございます。特にこの関係につきましては統一的なやはりスタートでございますので、七月一日ということをございます。

○二十四番(関 米吉君) そういう説明は初耳であります。いままで東京都、自治省に届け出て認可のあった日からということになっているわ

けですよ。いままでの説明全部、そういうでしょ。そのように私は説明を受けてるわけですよ。普通ならば、こういうものは都、あるいは、そういうった関係官庁に届け出、認可のあった日から施行するというのが普通じゃないでしょうか。こういうことをはつきりしたてある。いかにもお仕着せ規定だと、また、いままでの説明と違つてやしませんか。

じゃ、これ届け出せばそれでいいんだと、後は何を認可受けるんですか、何を。何を都知事は自治省に認可を受けろのは何があるんですか。何もないじゃないですか。いままでそういうふうな説明をしてたんじゃないんですか。その点をひとつ……。

○企画財政部長(生子国利君) いまの御質問でございますが、規約につきましては協議会というものを設定するのは東京都知事に届け出す。それから広域圏の了解を得るには自治省へ出す、(何をですか、広域圏の何をですかと呼ぶ者あり) 広域圏の設定を受けるには、これは自治省の承認を得るということになって、広域圏そのものを認めたらうにはやはり協議会そのものが組織をつくって、そして広域圏と

しての認定を受けらるわけです。協議会そのものはここで各市町村が合意されて七月の一日から議決が、各市町村が議決になれば協議会はどうもすけれども、広域圏としての認可は自治省の認可を受けらるという事になっております。

○二十四番(関 米吉君) 話が逆じゃないですかね。違ひますか、僕の

考えは、協議会をつくったけれども、広域圏の指定を受けらるには自治省のあれをやらなければいけないんだという、いまの説明ですよね。

しかし、話は逆じゃないんですか。その広域圏をやるんだということ協議会をつくるんだと。で、いままでの説明では七月一日からということの説明は行われておりましたかね。私は、そう聞いてなかったんですよね。こういうものをやりたいんだと、そして六月定例会に出しますよ、それを議会会でひとつよろしく願いますと。で、じゃあ、それはこの議会でもって可決されたりどういふことになりますかと私質問したら、東京都へ出し、自治省の認可を得てからそれがどういふことになりますよという説明をされていったんじゃないでしょうか。いままでの説明はそうでしょう。だから

ら、こういう規則がいきなり期日を切って出されたというのはいままでの例がないんですよ。そういう認可を要するものがあるならば必ず主務官庁の認可の日よりこれを施行するといふふうにして書くのが僕は普通であって、こういうふうに解釈しておいたわけです。また、そのような説明を受けてたからね。それをいきなり七月一日からというふうにしてぱつと出てきたからすいぶん、これ変だなと、こういうふうな感じを受けたわけです。ですから、この私の質問に当たったの答弁はこういうふうなお答えでないと私としては納得がいかないわけです。というの私はそういうふうに聞いたわけですから。もしたら主務官庁に出して、その認可があったときからやるんですよということだったんですと、確かにそういう説明をしていたんだけど、その後、たとえばこういうふうな話になって各市町村等も一斉に七月一日ということできうふうな形で提案しましたの、でという事なら納得いくんだけど、いままでの説明とこのところだけは食い違った形の規定が出てひとつ御承認という形になってくるといままでの説明どおりではなかったのではないかと、疑問がわいてくると、こう

いうことなんですがね……。

○企画財政部長(王子國利君) いままでの説明では確かに内部的には最終的には広域圏の策定というものの内容につきましても、関係につきましても最終的には自治省の認可を得なければならぬ。しかし、協議会そのものにつきましては飛ばしまして、私の方の説明は恐らくいままで東京部へ出して、東京部から今度は自治省へ出しまして広域圏の認定を受けるというふうな順序になるわけですが、それは東京部へ出してさらに自治省へ出す、そういうふうな説明でいままでやりやっていたかもしれませんが、実際には確かにいま言われるとおり東京部へ一応協議会としての規約の設定をして協議会の届け出しをするわけでございます。それから協議会ができなければこの広域圏というものについては認められない。したがって、逆に言くと広域圏を受ける、広域圏としての認定を受けるには協議会をつくらなければならぬんだというふうな解釈になるわけです。したがって、まだ協議会の方の、協議会だけは七月一日から発足しようと、しかし、これは認可が得られなかった場合にはどう

なのかということになりますけれども、この前提としては協議会そのものについてそういう上級官庁からの指導等もございまして、したがって、この協議会そのものは発動しても今度はいわゆる自治省の定められてある広域圏要綱に認可がなければならぬ。したがって交付税の問題だとか、前に御説明申し上げた交付税のかさ上げだとか、あるいは起債の関係だとかというふうな特殊な配慮はないということになりますけれども、実際には協議会ができれば、これは完全に入るという前提で一応規約をここで定めて、そして協議会をつくっていくということですが、確かに説明が私の方では部の方へ出して、部から自治大臣の認可を得るんだということをお願いし上げたんですが、実際には手順としては説明が足らなかつたかもしれないんですが、説明としては一応協議会をつくらせて、それから提出するということになりますので、その点、ひとつ私の方の説明が悪かったと思います。御理解いただきたいと思います。(「それじゃ、議長、いま一つと呼ぶ者あり」)

○二十四番(関 米吉君) それじゃあ、そういうことで協議会は七月一日か

ら発足しますよね。この広域圏というものを策定して関係官庁に出て
その認可を得なければならぬ。その時期は当年度中だという説
明をされておりますよね。そうすると七月一日から協議会を早速発
足しますよね。で、十五条に予算関係の歳入歳出予算の関係が
うたっておりまして、経過措置として「年度開始前」にあるのは「速や
かに」とこれを読みかえらるという事になってくるわけですが、そうする
と協議会そのものは七月一日から発足し、直ちに活動を開始する。
速やかにこれに関する経費の負担というものが出てこなければなら
ないと思ふんですね。そう思いませんか。それはどういう形で支弁され
るか。この「速やかに」というのはいつごろのことからということになりますか。
そこだけ、じゃあ。

○企画財政部長(王子国利君) 協議会の発足いたしましたしてまだ負担金の
配分、あるいはその算出、内容、あるいは負担分はまだ確定いたしません
ので、たまたま、まだそういうふうな項目各項目の中で、予算はこの負
担分につきまして決定次第各中町村に負担を要求するということにな

りますので、今回の、本来ならおおよその普通予算として計上していく
べきなんです。今回の場合には各中町村とも大体そういうふうな考え方
で協議会をスタートさせて、そこで負担割合を決めて、それから各中
町村に負担を求めるといふふうになりますので、したがって予算については
協議会がで次第、合議されました一応予算書等関係書類は全
部協議されると思いますが、いづれにしても予算につきましては私の方と
しては九月を一応目途に予算の上程をしたいといふふうに考えております。
(「了解」と呼ぶ者あり)

○十一番(原 敏子君) 一つ、二つ聞かせてください。

この広域行政圏を行うに当たって具体的な福生にとってどういう施
策を考えられているのかといふことをひとつお聞きしたいと思ひます。
それと、先ほど冒頭で部長の説明の中で自治体の視察を行ったと
いふふうに話がありましたけれども、この視察を行った中でこの福生市で
この広域行政圏をやるに当たってどういうメリットといふか利益があると
いふふうにこの視察でとらえられてこられたのかどうか、それだけ聞かせて

ください。

○企画財政部長(生子国利君) まず一点の関係でござりますが、この施策について協議会がござりまして、それから前回の説明会等でもお聞きかと思ひますが、協議会がござりましてその圏域の許可がおりてからその協議会の中でこれから決めていくわけですから、したがって、各市町村はこれができるようになりますと各市町村においてその広域圏としてやっていくべきものを提案することになっております。これにはやはり各市ごとに議会等の協議をいたしまして提案するということになるんじゃないかと思ひます。

それからなお方法としてはそういうことで、まだ何を出すかという問題につきましてはこれは協議会で決める問題で、また市としては、当市としてまた内容的にはこれから検討するわけですから、いろいろありますけれども、前にもお話し申し上げたような電算システムとか、あるいは災害対策だとかの関係につきましても物資の保管庫だとか、あるいは公文書の合同保存施設だとか、そういうものを福生あたりでは考えなければならぬということと、それから先般の一般質問で言われた保養所なんかの問題、これら

も要するに当市だけ。それから伝染病組合の統合、そういうものもこれからいろいろあると思ひますので提案していくわけでござります。

それから、またなお視察に行った知多半島の知多半島における広域圏行政でござります。これはちよつとあの地域についてはこの辺よりも都市化されておりますのでおくれはとっておりますけれども、一部事務組合が、当市においてもうすでにごみの問題とか、し尿だとか、そういうものは行っておりますが、知多半島の広域圏につきましてはそういうものがこれからできるといふような状況で、それらにつきましては非常にメリットがあるんじゃないかといふふうに考えております。ただ、その中で大きな一つの見せてもらった中で海洋研究室みたいな一つの魚の研究所があるわけですが、それは広域的にやることになっております。したがって各学校の生徒がここに来て全部勉強するといふふうなもので現模はものすごく大きいものですが、これは臨海に近い所に施設されておりますので、そういう点についてはメリットがあるんじゃないかと思ひます。当市においてはこういう山間部ですので、また内容的には事務的な問題もあるし、それから機能的な問題もあるし、施設の問題もある。そういう事業については美術館だとか、

博物館だとか、そういうものを今後考えていく必要があるんじゃないか、そういうものについてはまだほかの協議会等とも、できたところもありますけれども、この前視察に行った所は、ごまかせんできたけれども、当市としてはやはりそういうものを今後提案していくというふうな考え方を持っておるわけでございます。

○議長(田村市郎君) 以上で質疑を終わります。

○一番(林田武君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十一号については、総務委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) お諮りいたします。

ただいま林田武君から本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十一号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君)

日程第三議案第三十二号昭和五十八年度福生市一般会計補正予算第一号の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君登壇)

○企画財政部長(生子国利君) 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算第一号の提案理由及び内容について御説明申し上げます。予算書の内容に入る前に、まず歳入でございますが、福祉関係において精神薄弱者及び身体障害者にかかわる施設措置対象者増による措置経費の国庫支出金、それと今回、仮称加美緑地並びに屋外運動場の防衛補助事業の追加補助が認められたことによる国庫補助金と、これに関連します市債の増額、また総務手数料として、すでに御案内の戸籍手数料の一部改正に伴う当初予算との増額の差額分、これらが今回の歳入となっております。歳出につきましては、歳入関連で事業のうち福祉事業の施設措置対象者増による扶助費、それと仮称加美緑地の工事費、さらに屋外運動場の用地買